

# 第50回高知県国土利用計画審議会

## 1 開催の日時及び場所

日時 平成25年2月4日(月) 14:00～

場所 高知城ホール 2F「くすのき」

## 2 出席者

### (1) 委員

新木 雅之	岡部 早苗	小坂 雄一郎	坂本 昌隆	玉里 恵美子
中平 雅彦	西井 一成	久岡 隆	末広 幸彦	藤本 武志
細川 公子	松田 誠祐	山本 洋子	吉岡 珍正	(14名 50音順)

### (2) 幹事

土木部長 奥谷 正

### (3) 事務局

用地対策課 課長 高橋 隆 ほか

### (4) 関係課

都市計画課 農地・担い手対策課 森づくり推進課 治山林道課 環境共生課

## 3 議題

### (1) 諮問事項

高知県土地利用基本計画の変更について  
—高知県土地利用基本計画図の変更—

### (2) 報告事項

高知県土地利用基本計画報告事項について  
—林地開発許可の状況—

## 4 審議等の結果

### (1) について

諮問どおり変更を適当と認める旨、答申があった。

### (2) について

土地利用基本計画図について事務局から説明をおこない、委員の意見をうかがった。

## 第50回高知県国土利用計画審議会会議録

(司会:矢野補佐)

お待たせいたしました。ただ今から、第50回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。  
本日はお忙しい中ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。  
私は、本日の司会進行を務めさせていただきます用地対策課長補佐の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  
まずは、開催にあたりまして、土木部長の奥谷からご挨拶申し上げます。

(奥谷土木部長)

高知県土木部長の奥谷でございます。  
本日は、委員の皆様にはお忙しい中、第50回高知県国土利用計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
委員の皆さまには、日頃から本県の土地行政をはじめ、県政全般にわたり幅広く、ご尽力、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。  
さて、土地は限られた資源であり、県民の生活や産業活動にとって不可欠な基盤であります。  
特に、近年、本県では、人口の減少や高齢化が進む中で、近い将来発生が予想されている南海地震等に備えた安全、安心な県土の基盤づくりも急務となっております。  
こうした状況の中で、これまで以上に、土地を有効に活用し、そして適正に管理していくことが重要となっております。  
本日の審議会では、山間部での産業振興の基盤整備に係る二つの案件と、高速道路の整備に係る案件一つの、合計三つの土地利用基本計画の変更案件について、ご審議をいただくことになっております。  
また、合わせまして、この一年間に林地開発の変更許可等を受けた五つの案件について、報告をさせていただくこととしております。  
委員の皆様には、適切にご審議をいただきますとともに、今後とも県政の推進にご支援を賜りますようお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。  
本日は、よろしくお願いいたします。

(司会:矢野補佐)

それでは、審議会に移りたいと存じます  
さて、初めに2点ほど、確認をさせていただきたい事項がございます。  
本日の会議は委員総数15名中14名のご出席をいただいております。  
よって、当審議会条例第5条に定められております定足数2分の1以上の出席をいただいておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告します。  
次に、事前に皆様にお送りした資料をご確認いただきたいと思います。

### —会議資料確認—

以上ですが、資料の足りない方はいらっしゃいませんか。  
なお、本会議は県の審議会等の会の公開に関する指針や高知県国土利用計画審議会運営要領等に基づきまして、原則公開することとなっておりますので、ご了承ください。  
ここで、審議会に入ります前に、委員の交代について報告をさせていただきます。

西原正和委員が昨年12月に退任されまして、高知県農業協同組合中央会副会長の久岡隆様に平成24年12月12日からご就任いただいていますことを報告いたします。

それでは、審議会条例の規定によりまして会議の議長は会長にお願いすることとなっておりますので、松田会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### (松田会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、はじめに、審議会運営要領の第6条第3項により、本日の会議録署名人を、玉里委員と小坂委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—委員了承—

#### (松田会長)

では、よろしくお願ひいたします。

### 高知県土地利用基本計画の変更について(諮問事項)

#### (松田会長)

本日の議題である高知県土地利用基本計画の変更について、お手元に諮問書の写しがございましており、知事から諮問を受けております。

諮問案件の質疑は、一件ごとに事務局から説明をいただき、委員の皆様のご意見、ご質問を受ける形で、順次審議を進めてまいりたいと思います。

その後、全案件について、委員の皆様のご了承が得られるようでしたら、本日、一括して答申をまとめたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### (事務局:高橋課長)

本日の会議資料のうち、まず、こちらの資料1の土地利用基本計画の変更について(案)と書いた資料ですが、これは、国が定めた様式によるもので、本日お諮りする正式な案となるもので、本日審議会で答申いただければ、正式に国に提出する予定です。

それでは、その内容について、簡単に説明させていただきます。

資料を開いていただきまして、まず1ページ目は、都市地域、農業地域、森林地域など五つの地域区分の変更概要の総括表となっております。

左側が現行の面積で、今回変更する面積は、上から3つ目の森林地域の面積が8ha縮小し、変更後の森林地域の面積は602,352haとなります。

次に2ページは、変更地域別の概要として、今回変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由等を記載しております。

今回は、馬路、大豊、黒潮の三つの森林地域の縮小案件がございしますが、内容については、後ほど個別に詳しく説明をさせていただきます。

3ページから6ページにかけては、今回変更しようとする地域の土地利用基本計画図ですが、図面等で少々わかりづらい部分もありますので、これも後ほど資料2の方を使って詳しく説明をさせていただきます。

7ページの計画書については、今回変更はございません。

8ページをお開きください。

4市町村、国土審議会への意見聴取の結果です。

(1) 市町村につきましては、馬路村、大豊町、黒潮町との調整結果でございますが、いずれも特に意見なしとの回答をいただいています。

次の(2) 国利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関につきましては、本日の審議会で答申をいただければ、その旨を記載し、正式に国に提出することになります。

以上、非常に簡単ですが、資料1の土地利用基本計画の変更に係る説明を終わらせていただきます。

続きまして、こちらの資料2を使いまして、今回の計画図の変更とその内容について説明させていただきます。

資料2をお開きいただきますと、まず、この資料の目次となっております。

本日、お諮りするの、1の高知県土地利用基本計画の変更について(案)の諮問事項と、そして2として、林地開発許可等の状況についての報告事項となっております。

次の1ページをお願いします。

今回お諮りする1高知県土地利用基本計画の変更について(案)は、ここに記載をしております馬路、大豊、黒潮の3つの森林地域の縮小に係る案件となっております。

それでは、まず、整理番号1の馬路森林地域の縮小案件について説明いたします。2ページをお願いします。

場所は、右側の位置図に示しておりますように、安田町から馬路村に入っていく県道安田東洋線の途中を東側に入った朝日出山というところでございます。

森林地域の縮小面積は4haで、変更理由としては、農地造成工事により、森林としての利用保全を図る必要がなくなったことから、計画の変更を行おうとするものです。

他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域が重複しております。

3ページをお願いします。

変更に係る補足説明として、今回の開発の概要を載せております。

事業の概要といたしましては、株式会社ゆず組合が事業主体となって、ゆず農園の整備を行うもので、平成20年6月に林地開発の許可を受け、農地造成を行ってまいりましたが、昨年9月に造成工事が完了したことから、今回、正式に森林地域の面積を縮小することにしたものです。

本案件については、平成20年2月5日の第45回当審議会において報告事項として説明をさせていただいた案件でございます。当時の資料では、平成23年3月の完了予定となっておりましたが、少しずつ進んで昨年9月に開発行為が完了し、今回、正式に諮問案件として、承認をいただくことになったものです。

開発の具体的な内容につきましては、3ページの図面にありますように、全体の事業区域は5.4haほどありますが、緑に塗った部分は森林として残す部分約1.7haで、今回森林地域から除外しようとする部分は、ゆず園として黄色に塗った部分約3.8haになります。

この区域内に、次の4ページにある写真のように、ゆずの苗木を植樹し、園内道路を整備しております。

この事業全般に関して、少し補足をさせていただきます。まず、事業主体のゆず組合は、正確に申し上げますと、農業生産法人株式会社ゆず組合で、馬路村農協の子会社という位置づけになります。

皆さまもご承知のとおり、馬路村農協は、ゆずの村として、ゆずの生産から加工、販売まで、非常に戦略的な事業展開をしており、私が承知している範囲でも、ゆずの加工施設や搾汁生産施設のほか、パン工房や化粧品の開発生産施設などを一体的に整備しており、今回のゆず農園は、原料となるゆずの生産量の拡大を図ろうとするものです。

ちなみに、この写真にあるようなゆずの苗木は植えてから、実が収穫できるようになるまでに4年から5年かかるとのことですが、事業の仕組みとしては、植樹はゆず組合が行い、組合員8人に貸付、世話は貸付を受けた組合員農家が行いまして、売上額を分配、10%は組合が徴収する計画とのこと。

一昨年2月の審議会で、ご審議いただきました新たな高知県土地利用基本計画では、産業振興と調和した県土利用も積極的に促進し、より良い状態で次世代に引き継ぐ持続可能な県土管理の重要性がうたわれておりますが、本案件は、山間部での産業振興につながる土地利用であり、まさに先ほど申し上げました本県の土地利用基本計画の基本的な考え方にも沿ったものであると考えられます。

整理番号1の馬路森林地域の縮小に関する説明は以上です。

**(松田会長)**

ただ今、事務局から資料1と資料2の整理番号1、馬路森林地域の縮小について説明がありましたが、これについて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

**(松田会長)**

写真の説明はあったでしょうか。

**(事務局：高橋課長)**

先ほど少し説明いたしました。上の写真はゆずの苗木を植栽したゆず畑の状態であり、下の写真は園内道路状態を写したものです。

**(松田会長)**

整備は終わっているわけですね。

**(事務局：高橋課長)**

はい、昨年9月に完了しています。

**(松田会長)**

この件について、他にご意見、ご質問がございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

— 質疑なし —

**(松田会長)**

それでは、ご質問等がないようですので、次の整理番号2大豊森林地域の縮小について、事務局、説明をお願いします。

**(事務局：高橋課長)**

それでは、5ページの整理番号2番の大豊森林地域の縮小案件についてご説明いたします。

場所は、右側の位置図に示しておりますとおり、大豊町川口地区で、高速道路、高知自動車道大豊インターチェンジのすぐ近くのところでございます。

森林地域の縮小面積は2haで、変更理由としては、製材事業用地の造成工事及び工事に伴う残土処理場として利用することにより、森林としての利用、保全を図る必要がなくなるため、今回、森林地域から除外しようとするものです。

他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域が重複しております。次の6ページをお願いします。

事業の概要といたしましては、製材事業用地の造成及び残土処理場の造成工事を、大豊町が事業主体となって行っているもので、昨年1月に森林法に基づく開発協議を終了し、本年度末には造成工事が完了する予定となっております。

この製材事業と申しますのは、皆さま既にご承知のことと思いますが、岡山県に本社があり、集成材やバイオマス事業の分野では、パイオニア的な実績を持つ銘建工業という会社を中心となって、これに高知県森林組合連合会、大豊町、高知県素材生産協同組合連合会が出資をして、昨年1月に高知おおとよ製材株式会社が設立されておまして、この会社が、事業主体となって、地域の木材資源を活用して製材事業を展開しようとするものです。

6ページの図面で、青線で囲まれた区域に製材所用地と記載しておりますが、ここは元々、川口南地区農工団地として開発され、カタオカ工芸の製材工場があった場所ですが、今回、この工場施設を改築して、新たな製材工場施設を整備する計画になっています。

その左側の赤線で囲った事業区域のうち、黄色で囲った部分、造成地と記載してある部分、約1.5haが今回森林区域から除外しようとする部分ですが、ここは、原木の置き場として利用する計画と聞いております。

また、右側の方に、残土処理場と表示をしている部分は、造成工事で生じた残土の処理場として利用する部分で、面積は約0.9haで、ここも今回、森林地域から除外しようとするものです。

なお、この事業では、操業当初の段階では、地域の原木5万m<sup>3</sup>を使って、柱材等の製品化を行い、10億円の売り上げを目標としており、多くの地元雇用の創出効果があることはもとより、本県の豊かな森林資源の有効活用の促進にも大きな効果が期待されます。そうした意味でも、本案件についても、先ほどの案件と同様に県の基本計画の考え方に沿ったものであると考えます。説明は以上です。

#### (松田会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

#### (小坂委員)

森林区域縮小面積は2haとなっておりますが、今回縮小する区域は6ページの図面で言うところの部分ですか。

#### (事務局：高橋課長)

左側の黄色で囲っている、「土地の形質を変更する森林1.5ha」と右側に残土処理場として同じく黄色で囲っている「土地の形質を変更する森林0.9ha」を合わせ2.4haで、縮小面積は四捨五入の問題で、2haと整理しております。

#### (山本委員)

残土処理場の利用はどうなっていますか。

#### (事務局：芝野チーフ)

大豊町は特に利用は考えていないとのことでした。

**(山本委員)**

災害等の危険はないですか。

**(治山林道課:土居チーフ)**

災害に対する防止対策を設けられていることを確認して、申請を受理しています。

**(松田会長)**

この件について、他にご意見、ご質問がございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

**(松田会長)**

それでは、ご質問等がないようですので、整理番号3黒潮森林地域の縮小について、事務局、説明をお願いします。

**(事務局：高橋課長)**

続きまして、7ページ、整理番号3の黒潮森林地域の縮小案件について説明します。

場所は、黒潮町佐賀のヒワダ山というところで、旧の佐賀町役場の北東側でございます。

森林地域の縮小面積は2haで、変更理由としては、国道56号バイパス工事の残土処理場として利用することにより、森林としての利用、保全を図る必要がなくなるため、森林地域から除外しようとするものです。

他地域との重複状況につきましては、用途指定のない都市地域と農用地区域を含まない農業地域が重複しております。

次の8ページをお開きください。

事業目的としては、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所が事業主体となって、国道56号片坂バイパスの建設に伴い発生する残土の処理場の造成工事を行うものです。

この事業は、四国横断自動車道高知自動車道の西への延伸事業の一環で、このページの図面の右端に表示されております窪川インターまで、中土佐、窪川間は、今年の12月9日に開通したところです。

窪川から佐賀までの区間についても、現在、事業が進められており、四万十町金上野から黒潮町拳の川までの区間6.1kmの区間が片坂バイパスとして、現在、先行的に事業が進められています。

この片坂バイパスのトンネル工事等の残土の処理を図面の左側に表示している場所に処理しようするものです。

平成24年4月に林地開発協議を行い、事業期間は平成34年度まで、概ね10年間の計画となっております。

なお、この場所の選定については、かつて佐賀町が廃棄物処理場として利用していた場所で、今回、国、中村河川国道事務所と黒潮町とが事業の調整を行う中で、残土処理場として利用することになったと聞いております。

次の9ページには、この残土処理場の詳細な図面を載せております。

この図面の上から工事用の進入路があり、中央の黄色の部分平坦な形となり、左側の緑の部分が谷になっており、順次土砂を埋めて行き、最終的には青い線で表示されている排水路を整備して、緑化していく計画と聞いております。

土地利用基本計画の変更に係る説明につきましては以上でございます。

よろしく願いいたします。

(松田会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

－ 質疑なし －

(松田会長)

それでは、今回3件ございましたけれども、その3件をさかのぼってご意見、ご質問はございませんでしょうか。

－ 質疑なし －

(松田会長)

ご意見やご質問がないようですので、今回諮問された3件の土地利用基本計画の変更について、全て原案どおりということで、よろしいでしょうか。

－ (委員) 了承 －

ありがとうございました。原案どおりということにいたします。

それでは、答申書案をお配りしますので、確認のため事務局に朗読させます。

事務局、お願いします。

(事務局：芝野チーフ)

私、用地対策課の芝野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、答申書の案を朗読させていただきます。

高知県知事 尾崎正直様 高知県国土利用計画審議会会長 松田誠祐 平成25年2月4日付け24高用対第600号で諮問のありましたうえのことについては、諮問どおりの変更を適当と認めます。

(松田会長)

この答申書のとおりで、よろしいでしょうか。

－ (委員) 了承 －

(松田会長)

ありがとうございました。

それでは、このとおり知事に答申することといたします。

## 高知県土地利用基本計画報告事項について

(松田会長)

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

それでは、事務局、報告案件の整理番号1高知森林地域の縮小について説明を、お願いします。

**(事務局：高橋課長)**

どうも答申ありがとうございました。

それでは、引続きまして報告事項に移りたいと存じます。

まず、11ページの整理番号1番の高知森林地域の縮小に係る変更案件でございます。

案件内容の説明に入ります前に、資料内容の訂正について、お詫びをさせていただきます。この案件と次の案件に関しましては、委員の皆様方に事前にお配りをしておりました資料に誤りがございましたので、本日差し替えの資料をお手元に配布させていただいております。

この案件に関する修正内容といたしましては、

土地利用基本計画図での事業区域の表示に誤りがあった点が一つ。

③他地域との重複関係の表示に誤りがあったため、修正をさせていただいたものです。

誠に申し訳ございませんが、資料の差し替えということでご了承をいただきたいと存じます。

それでは、差し替え資料に基づき、内容を説明させていただきたいと思っております。

まず、場所は、右側の位置図に示しておりますが、県道高知本山線から北東に行った旧土佐山村白サレというところでございます。

森林地域の縮小変更面積は6haで、変更理由としては、石灰石の採掘に伴い発生する表土の集積場として利用することによるものです。

次に、③他地域との重複関係のところですが、事前にお配りしていた資料では、用途地域の指定のない都市地域が入っておりましたが、土地利用基本計画図で赤い線を表示したのが高知広域都市計画区域の範囲でして、今回の事業区域は、都市計画区域の外になるため、正しくは、農用地区域を含まない農業地域のみということになります。

次に12ページをお開きください。

事業目的としては、太平洋セメント株式会社が事業主体となって、石灰石の採掘に伴い発生する表土の集積場の整備を行うものです。

今回の林地開発については、平成24年1月に変更許可を受け、事業期間は、平成26年1月までの計画となっております。

この場所での開発に関しては、最初、昭和62年12月に、事業区域、約8.4haで開発許可を受け、採石事業を開始し、その後、順次変更を重ね現在に至っています。

変更前事業区域として青い線で囲った区域は約93haあり、13ページの上の写真のような状態になっています。

その右下の部分、13ページの写真で、赤い線で囲んだ部分が、今回、事業区域として拡大する区域で、面積は約10haございまして、全体では約103haとなります。

この場所での石灰石の採掘事業は、賦存量から約100年の長期を想定しているとのことで、また、事業終了後は、現在のところ具体的な計画はなく、原則緑化をする方針とお聞きしております。

なお、本案件につきましては、高知県土地基本条例に基づく開発の変更協議も受けており、開発計画の変更に関しては、地元の住民の方や高知市、県の関係部署にも意見照会を行い、問題のないことを確認しております。

整理番号1の高知森林地域の縮小に関する説明は以上です。

**(松田会長)**

この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

**(細川委員)**

希少植物について、貴重な植物が失われている。環境問題についての調査の状況はどのようになっていますか。

**(事務局:芝野チーフ)**

採石許可等の申請時に、環境アセスメントの実施は義務付けられていないと聞いております。

希少植物の担当部署である環境共生課に照会した結果、周辺には、アツギノヌカイタチシメダマガイなどが確認されているとのことです。

**(細川委員)**

開発は長期にわたることから、希少植物については十分注意しながら開発をしていただきたい。

**(事務局:芝野チーフ)**

土地基本条例に基づく協議の対象となっている開発であり、変更等の協議があれば、希少植物の担当部署である環境共生課に照会し、事業者と十分協議をしながら進めていきます。

**(松田会長)**

この件について、他にご意見、ご質問がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

－ 質疑なし －

**(松田会長)**

それでは、ご質問等がないようですので、次の整理番号2佐川森林地域の縮小の説明を、お願いします。

**(事務局:高橋課長)**

続きまして、14ページをお開き下さい。整理番号2番の佐川森林地域の縮小に係る変更案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますが、国道33号から北に行った加茂地区のイタヤというところでございます。

森林地域の縮小変更面積は3haで、変更理由としては、資材置場として利用することによるものです。

他地域との重複状況につきましては、事前に委員の皆様にお配りをさせていただきました資料の記載に誤りがございましたので、本日配布させていただいた差し替え資料の方をご覧いただきたいと存じます。

他地域との重複関係については、事前配布資料では、農用地区域を含まない農業地域となっておりますが、今回の変更区域は全域が都市計画区域に指定されておりますことから、農用地区域を含まない農業地域に加えて、用途地域の指定のない都市地域を追加してございます。資料の差し替えということでよろしくお願いいたします。

次に元資料の15ページをお開きください。

事業の概要といたしましては、株式会社晃立が事業主体となって、資材置場の造成工事を行うもので、昨年7月に変更許可を受け、事業期間は、平成26年12月までの予定となっております。

この事業の事業区域は、現在、約54haほどございますが、このうち、緑色で着色した部分が残置森林として森林のまま残す部分で、黄色で着色した部分が、今回新たに森林を切り取り造成

する計画の区域です。

16ページをお開きください。現地の写真を掲載しております。上の写真は全景を写した写真で、手前に見えるのは調整池でございます。

また、その下の写真は、今回の主な変更箇所を写したもので、赤線の上の部分が今回新たに森林の伐採を行う区域でございます。

なお、この開発事業に関しては、開発許可を事業区域約36haで平成19年1月に受け、平成20年2月の審議会においても報告させていただいております。

また、この開発事業に関しましても、先ほどの土佐山村の太平洋セメントの案件と同様に、高知県土地基本条例に基づく、開発計画の変更に関する協議も終了しており、地元の住民の方々及び佐川町、関係機関にも特段の支障はない旨の確認は行っております。

整理番号2の佐川森林地域の縮小に関する説明は以上です。

(松田会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

－ 質疑なし －

(松田会長)

それでは、ご質問等がないようですので、次の整理番号3越知森林地域の縮小の説明を、お願いします。

(事務局：高橋課長)

続きまして、17ページをお開き下さい。整理番号3の越知森林地域の縮小に係る変更案件でございます。

場所は、17ページの位置図に示しておりますように、国道33号の越知の町から県道18号沿いに西に入り、県の桐見ダムのさらに上流側に入ったところで、高岡郡越知町佐之国地区のカサネ岩というところでございます。

森林地域の縮小面積は2haで、変更理由としては、岩石採取によるものです。

他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域が重複しております。

次の18ページをお開きください。

事業の目的は、先程説明しましたように、岩石採取を行うための事業用地の拡大を行うもので、事業主体は、越知砕石協業組合で、今回、平成24年4月に林地開発の変更許可を受け、事業期間は、平成27年4月までの予定となっております。

この開発事業については、当初の開発許可は、事業区域約10haで昭和57年11月に受け、その後順次変更を重ね、現在に至っております。

今回、左下の赤い点線の部分がこれまでの事業区域16.5haで、今回、全体の事業区域が少し、0.9ha拡大し、変更後の全体面積は17.4haとなります。

このうち、緑の部分は、残地森林として残す部分で、ピンクで着色している部分が、今回採石により森林を切り取る部分で、約2haとなります。

次の19ページには、左側の写真は、今回新たに森林を切り取る予定の区域の写真と、右側には、砕石プラント、18ページの図面で言えば上の方になりますが、その状況を載せています。

なお、この岩質は、砂岩で、透水性に優れていることから、道路の舗装等によく利用されていると聞いております。

整理番号3の越知森林地域の縮小に関する説明は以上です。

(松田会長)

この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(細川委員)

周辺には、希少植物の存在が確認されている。調査の状況はどのようになっていますか。

(事務局:芝野チーフ)

当該地においては、希少植物の存在は確認されていないと聞いています。

(吉岡委員)

この採石場の範囲内には、希少植物は確認されていません。

(松田委員)

この件について、他にご意見、ご質問がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(松田会長)

それでは、ご質問等がないようですので、次の整理番号4梶原森林地域の縮小の説明を、お願いします。

(事務局:高橋課長)

続きまして、20ページをお開き下さい。整理番号4番の梶原森林地域の縮小に係る変更案件でございます。

場所は、20ページの位置図に示しておりますように、津野町から梶原町の方に向かう国道197号から南に行った梶原町上折渡<sup>かみおりわたり</sup>地区でございます。

森林地域の縮小変更面積は3haで、変更理由としては、これも先ほどと同じく、岩石採取によるものです。

他地域との重複状況ですが、事業区域全体では、農用地区域を含まない農業地域と重複しておりますが、今回の変更区域に限ってみれば重複はありません。

次の21ページをお開きください。

事業目的としては、先程説明しましたとおり岩石採取を行うための事業用地の拡大でございます。

事業主体は、津野山砕石工業株式会社で、平成24年7月に変更許可を受け、事業期間は、平成27年7月までとなっております。

この開発事業に関しては、当初、昭和63年9月に事業区域約11haで開発許可を受け、その後何回か計画の変更許可を経て、現在に至っています。

21ページの図面で赤線で囲った変更前の事業区域は17.7haで、今回、区域の右側の方に拡大する計画になっており、拡大後の全体の事業区域は23haほどとなります。

黄色で着色した部分が、残置森林として残す計画で、赤く色づりした部分が、今回、岩石採取

に伴い、森林でなくなる予定の区域です。

22ページには、その部分の写真を掲載しております。

なお、ここの岩石も、砂岩であり、主に、生コン用、アスファルト用の骨材として利用されているほか、大きなものは護岸等にも利用されていると聞いております。

整理番号4の梶原森林地域の縮小に関する説明は以上です。

(松田会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

－ 質疑なし －

(松田会長)

それでは、ご質問等がないようですので、次の整理番号5大月森林地域の縮小の説明を、お願いします。

(事務局：高橋課長)

最後になりますが、23ページをお開き下さい。

整理番号5番の大月森林地域の縮小に係る新規案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますように、国道321号から北に行った大月町姫ノ井地区でございます。

森林地域の開発面積は5haで、変更理由としては、鶏舎用地として利用することによるものです。

他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域が重複しております。

次に24ページをお開きください。

事業目的としては、鶏舎施設を増設するための造成工事でございます。

事業主体は、株式会社ヤマニファームで、平成23年9月に林地開発の許可を受け、事業期間は、平成26年9月までの予定となっております。

この事業の事業区域は、図面の赤い線で囲った部分、A工区、B工区両方を合わせて約18haとなっております。

このうち、黄色に着色した部分が、土地の形質を変更する森林と表記しておりますが、山切り及び谷の埋め立て工事により平地になる部分で、将来的には森林地域から除外される予定の区域となります。

最後の22ページに、現地の写真を掲載しておりますが、これは、24ページの図面に撮影方向を示しておりますが、B工区の部分の現況です。

コピー等の関係で写真が少し見づらくなっているかもしれませんが、右奥に映っているのが鶏舎で、こちら側に3棟建設されています。

こうした鶏舎は、24ページの図面で現鶏舎と表示している緑色で着色した部分に6棟、また、北側のA工区の方に、5棟を建設する計画となっております。飼育量としては、現在年間50万羽1,700tの出荷量があり、今回の事業拡大により、年間90万羽、トン数にして2500tの出荷量を目指していると聞いております。

整理番号5の黒潮森林地域の縮小に関する説明は以上です。

(松田会長)

この件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(藤本委員)

宅地建物取引業者としては、土地取引に際して、環境面での説明をする必要があります。  
この地域の周辺には、人家はないですか。

(事務局：芝野チーフ)

現地に行って確認はできておりませんが、写真で見る限りは、周辺に人家はないと思われます。

(治山林道課：土居チーフ)

周辺の人家は、遠方にあり、水源地もありませんので、問題はありません

(松田会長)

この件について、他にご意見、ご質問がございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

－ 質疑なし －

(松田会長)

他にご意見等がないようでしたら、以上で議事を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

－ (委員)了承 －

(事務局：高橋課長)

貴重なご意見、ご質問をありがとうございました。今後とも高知県の土地施策にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

(司会：矢野補佐)

委員の皆様、お疲れでございました。  
また、会長、委員の皆様、長時間大変お疲れさまでした。  
これもちまして、第50回高知県国土利用計画審議会を終了したいと思います。  
本日はありがとうございました。

平成25年2月4日

高知県国土利用計画審議会会長

会議録署名人

会議録署名人